

**非常勤労働者の
労働条件改善を！**

ゆうメイトによる
ゆうメイトのための
ゆうメイト全国交流会

ゆうメイト 全国つうしん

2005年 9月
第2号

発行 ゆうメイト全国交流会
運営委員会
E-mail:yumate-mail@
ked.biglobe.ne.jp

第2回ゆうメイト全国交流会にあそぼう！

とき 10月9日(日)
14時~17時
ところ 大阪市東淀川勤労者センター

詳細はウラ面を見てください。

「ゆうメイト全国交流会」
ホームページ見てね！

アクセスは下記アドレスへ
<http://www7a.biglobe.ne.jp/~yumate/>

千葉で「スキル基準」「職務加算額」の見直しを求める

千葉県では、「ゆうメイトスキル基準」の見直し、及び、「職務加算額(深夜勤)」の増額を求める取り組みが行われています。

千葉中央郵便局で取り組まれた「賃金の引き上げ要求と交渉委任通知」(ゆうメイト署名)に、ゆうメイトの多くも増額要求に署名し、当局も一定考慮せざるをえない状況に追い込んでいます。

スキル基準の見直しについて

賃金制度の改定以降、スキルランクの認定に対して苦情申告制度や苦情処理共同調整会議を活用して異議申し立てを積み上げ、その中で「スキル基準」が職場の実態に合っていないことを局側にも認めさせました。その上で、組合としても(組合員がゆうメイトにも居るので)見直しの要求を出しました。結果、

組合要求を受けて局側としても見直しをしています。8月までは新しい「スキル基準」が決まりません。組合の要求がどれだけ受け入れられたかはわかりませんが、私たちが、「スキル基準」は交渉事項であるとの立場で取り組んできまし

た交渉ルル上は明確にはなっていませんが、局側が実質的に交渉に

応じたという点は評価していません。明確な交渉事項とさせ、キチンとした交渉が持てる、交渉によって「スキル基準」は決めるということが今後の課題です。



「職務加算額」の引き上げについて

4月から深夜帯に働くゆうメイトの「職務加算額」(読替額)の上限が100円引き上げになったことを踏まえて、4月に深夜勤ゆうメイトの時給の100円引き上げ(「職務加算額」の100円引き上げ)を要求。初めは、窓口では、引き上げる方向となっていたが、最終回答は「引き上げない」ということになった。理由は、現状でも雇用できているということ。

イトの署名を集めて、再度要求書の提出をした。署名については、182人中164人が署名、ゆうメイト組合員が積極的に取り組んだことが大きい。局側も署名は正式に受理した。

現在、引き上げ要求への回答待ち。

ゆうメイトさんからの不満や意見

とにかく、スキル査定がいい加減過ぎる。普段、ロクに現場や人を見ていない管理者に何がわかるのか??

簡単な対話だけで、自己判定をそのまま認定するだけのスキル査定なんて意味が無い。いままでの勤務年数による自動昇給の方が、まだあきらめがつく。

(神奈川県郵便内務)

上司がとにかく時間にうるさすぎです。配達する郵便物が減茶苦茶多い日でも出てくる言葉は「早く終わらせろ」。

5分、10分の超過勤務を記録してもらおうとすると、「なんで定時に終わらせられないんだ・・・」と怒鳴られます。

(岡山県の郵便外務)

ゆうメイト全国交流会ホームページ「意見交換の広場」から一部転載しました。

年休で休んでも、早朝・夜間・深夜勤の割増賃金が支給されます。

労働基準法39条は、年次有給休暇(年休)を取得し休んだ場合に支払われる賃金は、「通常の賃金」で支払うことを義務づけています。

深夜勤ゆうメイトの場合は、深夜勤が「通常の勤務」として雇用されているので

すから、当然にも深夜割増賃金である、25%以上の割増賃金が支給されなければなりません。

しかし、郵政公社は、この「割増賃金」を支給していなかったのですが、組合などから指摘を受け、本年度(2005年4月)から割

増賃金を支給することになり、さらに、過去に支給していなかった分についても、平成12年4月に遡って支給されることになっていきます。

また、早朝や夜間割増賃金の支給対象となる時間帯の勤務が常態的なゆうメイ

トについて、早朝や夜間の割増賃金が支給されます。



当然、各局に本社や支社から割増賃金の対象となることについて指導がいつているはずですが、私達も、各自できつちり支給されているかどうかチェックしておきましょう。

「深夜勤割増賃金」

22時～5時の間の勤務予定雇用期間が1か月未満の者・・・25/100

予定雇用期間が1か月

以上の者・・・30/100～50/100の範囲内で所屬長が定める割合(各局で額が異なります)

「早朝・夜間割増賃金」

始業時刻が5時～7時

又は終業時刻が21時～2

2時となる勤務に1時間以上

従事した場合

始業時刻が午前6時前と

なる勤務 500円

以外でかつ、始業時刻

が午前6時30分以前と

なる勤務 300円

及び 以外でかつ、始

業時刻が午前7時以前と

なる勤務 200円

終業時刻が午後9時以降

となる勤務 200円

予定雇用期間が1か月

未満のものは除かれます。

支給された賃金はきつちりと

とチェックしておこう!

ゆうメイトの全国交流で個々の闘いを全国化し、労働条件改善を求めよう!

第2回ゆうメイト全国交流会

来る10月9日、第2回ゆうメイト全国交流会を開催します。

ゆうメイト全国交流会は、昨年11月に全国から約40名が参加して、第1回交流会を開催しスタートしました。

ゆうメイト全国交流会は、約束事として、組合の違いをのりこえた交流会運動、ゆうメイト自身が主体となる交流会の運営、ためになる、楽しい、頼もしい仲間たちのつどいへ、の3点を確認しています。

全国のゆうメイトが交流を深め、個々の闘いを全国化し、労働条件の改善などを求めていきましょう。

第2回ゆうメイト全国交流会に職場の仲間を誘い合っ

とき 10月9日(日)

ところ 大阪市東淀川勤労者センター

大阪市東淀川区東中島4丁目4-4

内容

第一部 全国交流会 14時～17時 (無料)

学習 もっとしろよう権利 ×クイズ

講師 成見 暁子弁護士

(南大阪法律事務所)

パネルトーク

テーマ 「ココがヘンだよ郵便局」

賃金 スキル基準はいいのか、

決定過程は納得できるか。

JPS、髪の色、ピアス規制って何かヘン

ゆうメイトさんのエンパワーメント

その他の報告

アピール

第二部 懇親交流 17時～19時

・参加費 1000円

・歌、構成劇、文化イベント